

職場のソフト面の最適化のすすめ

～ 快適職場調査（ソフト面）の活用による職場環境の心理的・制度的側面の改善 ～

はじめに

近年の技術革新の進展、サービス経済化、企業活動の国際化の進展等の職場をめぐる環境の変化の中で、新たに労働者の就業に伴う疲労やストレスの問題が生じている。また、経済的豊かさが実現する中で、労働者の意識は物質的な豊かさから心の豊かさに比重を移してきており、労働面において、職場における働きやすさが重視されるようになってきている。

このような変化の中で、労働者がその生活時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じる事が少ない快適な職場環境を形成していくため、平成4年に労働安全衛生法が改正され、事業者は快適な職場環境を形成するよう努めなければならないこととされた。この改正により、その後わが国の多くの事業場において、作業環境や作業方法の改善、疲労回復施設等の設置・整備等のいわばハード面の職場の最適化が推進されてきた。

しかしながら、これらの職場のハード面がいかに快適な職場であっても、職場の人間関係、処遇や労働負荷などの心理的、組織的・社会的側面、いわば職場環境のソフト面がそこで働く労働者にとって不適切かつ不快であれば快適な職場とはいえない。快適な職場環境の形成のためには、ハード面の最適化とともに、ソフト面の最適化も求められる。

この「すすめ」は、職場環境のソフト面を把握するための調査票である「快適職場調査（ソフト面）」（P13 資料参照。以下、「快適職場調査」という。）を活用して、職場環境のソフト面の最適化に取り組む際に必要な考え方や取り組み方法を示すことにより、職場環境のソフト面の最適化を促進し、もっと快適な職場環境の形成に資することを目的とするものである。

